一方で、抜本的改革は完了までに予想以上に時間がかかる場合もある。抜本的改革に着手していながら、平成25年度までにその完了が間に合わなかった地方自治体については、第三セクター等改革推進債[17]の発行が可能となるよう、一定の経過措置を講じる必要がある。

一部の地方自治体においては、抜本的改革の取組自体の遅れが見られる[18]。このため、平成26年度以降、各地方自治体・第三セクター等の実情に応じて、抜本的改革を含む経営健全化に取り組んでいかなければならない。

第三セクター等を地域活性化や公的サービスの維持に適切に活用することと、地方自治体の財政の健全化を図ることとを両立させるべきである。地方自治体は、第三セクター等が果たすべき役割について不断の検討を行いつつ、適切な関与を怠らないようにすることが必要である。

⑵　公営企業の経営改革

人口減少やインフラの大量更新期の到来、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、地方公営企業がその公的サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、経営環境の変化に適切に対応する必要がある。

平成26年度から適用される新地方公営企業会計基準[19]は、各公営企業がより的確に経営状況を把握し分析するために必要な会計基準である。国は、新地方公営企業会計基準の円滑な導入・運用に向けた支援を行う必要がある。

大量更新時代を迎える公営企業施設の適切な管理、計画的な更新のためには、現在官庁会計方式で運営されている地方公営企業への地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大[20]について、更に検討を進める必要がある。また、中長期的な視野に立った経営計画（経営戦略）の策定を推進し、施設・財務・組織・人材等の経営基盤の強化を図る必要がある。

⑶　公立病院改革

社会保障制度改革においては、都道府県が、公立病院・民間病院を含め、地域の医療提供体制の目指すべき姿を地域医療ビジョンで示すこととされている。

都道府県の地域医療ビジョン[21]の策定と合わせ、国は、新たな公立病院改革ガイドラインの策定を行い、公立病院改革を引き続き推進する必要がある。一方で、医師・看護師不足が深刻化するなど、公立病院にとって厳しい経営環境が継続しており、地域医療を確保する観点から、所要の地方財政措置が必要である。

おわりに　～地方自治体のミッションを果たすために～

平成26年度に「還暦」を迎える地方交付税制度は、どの地方自治体も合理的、かつ妥当な水準で行政サービスを提供するのに必要な財源を確保できるようにする機能を持っている。戦後の復興期を乗り越えて、高度成長期の基盤を支え、国民生活の充実向上と経済の飛躍的発展に大きな役割を果たしてきた。住民の幸せと安心が現在のみならず、将来も持続することに確信を持てるようにするため、そして地域の元気創造に向けて、地方交付税を含めた地方一般財源の総額をしっかり確保する責任が国にはある。

既に本論で詳細に経緯を述べたが、地方交付税は地方の固有財源であり地方財政の要であるにもかかわらず、近年巨額の総額不足が続いてきた。これは異常なことと言わなければならない。地方交付税の総額不足が一定年度継続した場合、地方財政又は地方行政の制度改正を行うか、地方交付税の原資となる国税の法定率を上げて財源不足を埋めるべきことが法律で規定されている。しかし、国は法定率の引上げをしないまま、さまざまな暫定措置により毎年度の財源不足をどうにか補填してきた。地方交付税の総額が確保される本来の姿に戻すための改革を、着実に進めるべきである。

地方交付税の算定基準の設定に当たっては、地方自治体が時代の変化に対応した計画的な行政運営ができるように、不断の検討が求められていることは言うまでもない。少子・高齢化対策をはじめ、老朽化が懸念されるインフラの維持管理や、地球温暖化の防止と、世界的に不足が懸念される水資源確保に資する森林環境の保全など、時代の変化を適切に反映した算定基準の設定が必要である。その際、地方側からの積極的な提案が期待される。

リーマン・ショック後一層深刻化した、貧困や格差といった社会問題は、幸せ・安心の確保の面から対応を加速すべき課題である。国民の生活を支える行政サービスを主として担っている地方自治体が、そのミッションを存分に果たすことができるよう、所要の財源を確保する必要がある。そのための決意を国と地方の双方に強く促したい。

---

[1] 歳出純計額の最終支出は、国が68兆5,164億円（全体の41.6％）であるのに対し、地方が96兆2,329億円（同58.4％）となっている。このうち、社会保障関係費は、国21兆8,493億円（同40.6％）、地方31兆9,940億円（同59.4％）であり、教育費は、国３兆1,765億円（同16.4％）、地方16兆1,622億円（同83.6％）である。

[2] 地方交付税の法定率については、昭和29年度の地方交付税制度創設時に20％であった（当時の法定税は所得税、法人税、酒税の３税）が、昭和41年度までの間、地方財源の不足への対処や国税の減税に伴う減収補填のため、32％まで順次引き上げられた。その後、平成元年度に税制抜本改革等を契機に消費税及びたばこ税が法定税に追加され、平成９年度、11年度、12年度、19年度に恒久的な減税等を踏まえて法人税及び消費税の交付税率が改められた。現在の法定税及び法定率は、所得税（32％）、法人税(34％)、酒税（32％）、消費税（29.5％）、たばこ税（25％）となっている。

この間、昭和52年度には地方交付税法第６条の３第２項に規定する事態である「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方団体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合」に該当することになった（昭和53年度も該当）。昭和52年度は単年度の措置として、昭和53年度は当分の間の措置として、交付税特別会計借入金の償還を国と地方が折半することを法定し、いわゆる折半ルールが制度化された。

平成８年度には昭和53年度以来はじめて、地方交付税法第６条の３第２項に該当することとなった（平成25年度まで18年連続で該当）。平成８年度及び９年度は単年度措置として、平成10年度から12年度までは３年間の措置として、基本的に財源不足を交付税特会借入金により措置し、その償還を国と地方が折半して負担する措置を講じた。

平成13年度からは、国と地方の責任分担の明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化等の観点から、財源不足から建設地方債の増発等を除いた残余（折半対象財源不足額）については国と地方が折半して補填することとし、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については臨時財政対策債で補填することとした。（平成13年度から15年度、16年度から18年度、19年度から21年度、22年度（単年度）、23年度から25年度と時限を設けて措置を講じている）。この間、平成19年度及び平成20年度は国税、地方税の税収の伸びにより、折半対象財源不足額がゼロとなった。

平成21年度からは、経済の低迷を受け、地方財源不足に応じた別枠加算が講じられている（平成25年度1.0兆円）。

[3] 臨時財政対策債の残高は、平成13年度には、1.2兆円（地方債現在高の0.9％）であったが、平成19年度には、19.7兆円（同14.3％）となり、平成23年度には、36.1兆円（同25.2％）に達している。

[4] 地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等は「個性を活かし自立した地方をつくる―地方分権改革の総括と展望（中間とりまとめ）―」(平成25年12月10日地方分権有識者会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授))に記載されている。

[5] 平成26年度予算の編成等に関する建議（平成25年11月29日）の概要資料における記述である。

[6] 平成20年度から平成25年度までの地方財政計画総額（水準超経費除き）の推移は次のとおりである。

平成20年度　81.0兆円　平成21年度　81.3兆円　平成22年度　81.5兆円

平成23年度　81.8兆円　平成24年度　81.2兆円　平成25年度　81.2兆円

この間の国の一般会計当初予算額は次のとおりである。

平成20年度　83.1兆円　平成21年度　88.5兆円　平成22年度　92.3兆円

平成23年度　92.4兆円　平成24年度　90.3兆円　平成25年度　92.6兆円

[7] 平成26年度予算の編成等に関する建議（平成25年11月29日）の概要資料における記述である。

[8] リーマンショック前の平成20年度以降の地方税、地方譲与税の収入は下記のとおりである。

平成20年度　41.2兆円　平成21年度　37.6兆円　平成22年度　34.4兆円

平成23年度　35.6兆円　平成24年度　35.9兆円　平成25年度　36.4兆円

[9] 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供に関する答申」(平成25年６月25日)